

2023年度①

# 商 法

(全 2 ページ)

## 注意事項

- 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
- 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
- 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
- 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

# 商 法①

I 手形の変造の意義と効果について、説明しなさい（150字以内）。（20点）

II 次の問題〔1〕・〔2〕につき、それぞれ解答しなさい。その際、単に結論を示すだけでなく、結論を裏付ける理由についても簡潔に示しなさい。（計80点）

〔1〕 甲株式会社（以下「甲社」という）は公開会社で監査役設置会社であるが、種類株式発行会社ではない。甲社の発行可能株式総数は4万株、発行済株式総数は1万株であり、そのうちAが5000株、Bが1500株、Cが1000株を保有し、残り2500株は10名程度の株主が分散して保有している。甲社では長らく、Aの提案する候補者が取締役となり、Cが甲社の代表取締役を務めてきた。なお、A及びBは甲社の役員ではない。

近年、Bは、Cの経営方針に不満を持つようになっていた。他方で、Aは、甲社への投資から撤退することとし、令和4年2月10日、その保有する甲社株式全部をBに譲渡し、同年6月27日に開催予定の定時株主総会（以下「本件総会」という）における議決権の基準日である3月末日までに、株主名簿の名義書換を済ませた。同年4月8日、Bは、本件総会で任期満了となるCら現取締役に代えて、Bの提案する候補者を取締役として選任する議案をCに提出した（以下「本件株主提案」という）。

甲社は、同年6月末日を支払期日として、3400万円の借入金（以下「本件借入金」という）の返済を予定していた。同年5月10日、甲社の取締役会において、Cの旧友が経営する乙株式会社（以下「乙社」という。乙社は甲社の株主ではない。）を引受け人、払込期日を同月27日、払込金額の総額を3400万円（1株あたりの払込金額は4000円）として、甲社の募集株式8500株を発行する旨が決議された（以下「本件新株発行」という）。なお、甲社株式の公正な価額は1株あたり1万円であった。甲社は、会社法124条4項に基づき、発行する募集株式8500株について本件総会における議決権の行使を認めることを予定しており、乙社は、本件総会において本件株主提案に反対する意向を表明していた。

同月11日になされた本件新株発行の公告により、本件新株発行の予定と上記の事実を知ったBは、会社法上の手段により、本件新株発行の効力発生を阻止したいと考えている。Bのなし得る主張とその当否について、論じなさい。（40点）

[2] X株式会社（以下「X社」という）は、分譲マンションの設計・施行及び販売を事業目的とする取締役会・監査役設置会社である。

X社の代表取締役Pは、個人的な株式投資の失敗により、多額の負債を抱えた。Pは、その借入金を返済するため、自身が保有する不動産（以下「本件不動産」という）を知人等に売却したいと考えていたが、結局、Pの希望する価額で本件不動産を購入しようとする者は現れなかった。そこでPは、本件不動産をPの希望する価額でX社に買い取らせることとし、独断で、X社を代表して、本件不動産を購入する旨の売買契約（以下「本件売買契約」という）を締結した。Pは、受領した売買代金全額を自らの借入金の返済に充てた。

その後、X社の内部監査によって、Pが取締役会決議を経ないまま本件売買契約を締結していたこと、及び、本件不動産は適正な評価額で買い取られておらず、本件不動産を購入したことによりX社には1000万円の損害が生じていることが明らかになった。また、さらなる社内調査によって、X社の財務担当取締役Qは、Pが独断で本件売買契約を締結しようとしていることに気づいたものの、かつての上司で社長であるPに逆らうことはできないと考えて、本件売買契約の締結を黙認していたことが明らかになった。なお、X社において取締役会が開催されていれば、本件売買契約の締結は阻止し得るものであった。

以上の事実関係のもと、P及びQはX社に対して会社法上の損害賠償責任を負うか否かについて、論じなさい。（40点）